

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です



都と市区町村では、「滞納はさせない・放置しない・逃がさない」の共通理念(オール東京滞納STOP宣言)のもと、連携して徴収対策に取り組みんでいます。安定した徴収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付け、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、捜索などの滞納処分など、多様な徴収対策を行います。

市では期間中、都と連携した滞納処分と、横断幕などの掲示による納税広報を行います。

詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

徴収の現状

市では、市民サービスの財源の根幹をなす市税の確保に努めています。29年度の市税(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税など)の徴収率は前年度と同じ99.3%となっています。比較的高い徴収率を維持している背景には、

市の取り組み

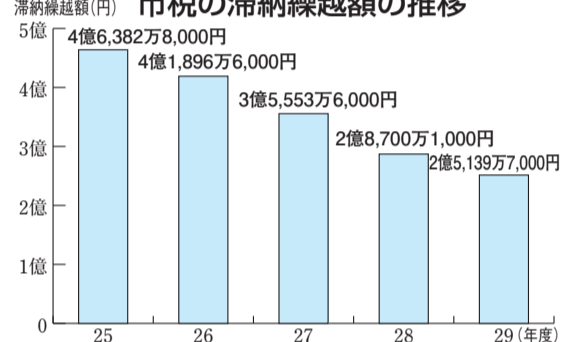
税金の納め忘れがある方には督促状を送付しますが、それでも納付がない方には催告書を送付し、預貯金などの財産調査を行っています。同調査の結果、

口座振替をご利用ください

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「うっかり税金を納めるのを忘れてしまった」ということがあると思いますが、市税などの未納が累積することです。未納額が高額となり、ますます納付が困難になる場合があります。口座振替にすると、金融機関などへ行く手間が省けるだけでなく、納め忘れがなくなるなどの利点があります。これから納期限が到来する市税などの納付には、口座振替をご利用ください。

口座振替は次の①・②の方法で申し込みます(いずれの税も口座振替開始を希望する期別の納期限の前末日までに申し込む必要があります)。

市税の滞納繰越額の推移



滞納処分で、徴税吏員が滞納者の自宅などで差し押さえる財産を発見するためなどに行う強制処分です。

※(注2)「タイヤロック」とは、自動車などの差し押さえにおいて、滞納者の所有する自動車などのタイヤを固定する装置で、国税徴収法第71条第5項に基づき、走行不能とする措置です。

納期限内に納付がなかった方には、督促状や催告書の送付、あるいは電話催告を行っています。これらの費用はすべて税金から支出されています。納期限内納付をする方が増えれば、これらの費用を削減でき、他の行政サービスを充実することができ、また、納期限内に市税などを納めない、30年中は年率8.9%の延滞金(納期限から1カ月までは2.6%)を併せて納付する必要が生じます。お手持ちの納税通知書で

果、財産が判明した場合は、国税徴収法などに基づく差し押さえを執行しています。また、預貯金などの財産が判明しなかった場合、滞納整理の一環として、「滞納者宅などの捜索(注1)」や「自動車(軽自動車を含む)・自動二輪車のタイヤロック(注2)」を行っています。差し押さえた動産や不動産は公売を行い、滞納市税などに充当しています。

※(注1)「捜索」とは、国税徴収法第142条に基づく

①市税などの納税通知書に同封した複写式の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・通帳届け出印を押印の上、3辺をのり付けて、ポストに投函してください。(その後の手続きは市が行います)。「口座振替依頼書」の郵送を希望の方は、納税課 ☎470・7729へご連絡ください。

②市内の金融機関の窓口で直接お申し込みください。申込書は金融機関に備え付けてあります。なお申し込みの際には、納税通知書・通帳・通帳届け出印を持参してください。

※納税課などの窓口で申込用紙に記入後、キャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力するだけで申し込める「ページー口座振替受付

サービス」もご利用いただけます。同サービスは、金融機関への届け出印なしで口座振替の受け付けができます。

市税などの納付に困ったらご相談を

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税などの納付が困難な方は、そのままにせず、同課にご相談ください。電話相談も随時受け付けています。

市税以外の債権について

「保育運営費保護者負担金(保育園保育料)」「延長保育事業利用料」「学童保育所費」「水道使用料」は、前年度までの滞納案件について、徴収事務を所管課から納税課に

30年度市税などの納期限一覧

	固定資産税・都市計画税	市民税・都民税(普通徴収)	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
12月	3期(25日)	-	6期(25日)	6期(25日)
31年1月	-	4期(31日)	7期(31日)	7期(31日)
2月	4期(28日)	-	8期(28日)	8期(28日)
3月	-	-	9期(25日)	-

納期限内の納付をお願いします。各税・料ごとの納期限は左表をご覧ください。

なお、市税などの納付は、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアでできます(コンビニエンスストアは、納期限が到来する前の市税などの納付に限りません)。

詳細は市ホームページをご覧ください。

TOKYO交通安全キャンペーン

世界一の交通安全都市 TOKYOを目指して



12月1日(土)～7日(金)は「TOKYO交通安全キャンペーン」期間です。このキャンペーンは、春・秋と並ぶ「第三の交通安全運動」として都内で実施されます。都民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けたい。

①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通

12月3日(月)～9日(日)は「障害者週間」です

毎年12月3日～9日の1週間、障害者基本法により「障害者週間」と定められています。

同週間は、国民の間に障害のある方の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

障害者に理解を

普段、健康に過ごしている私たちでも、不意な事故や病気の進行などで、思いもよらず障害を抱えてしまうことがあります。その障害は人により内容や程度はさまざま、外見からは分からない障害もあり、周りからの理解を必要としている方が多くいます。障害が残ると、日常生活に不便を感じるが増え、今

障害者優先調達推進方針を策定しました

25年4月1日に「国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する

《今号の主な内容》

- ・償却資産固定資産税の申告は31年1月31日(木)までに
- ・31年度市営自転車等駐車場の利用登録を受け付けます
- ・30年度下半期(4月～9月)市の財政状況をお知らせします
- ・29年度人事行政の運営などの状況をお知らせします

行(右側通行は禁止)③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る(飲酒運転・2人乗り・並進の禁止)⑤夜間はライトを点灯⑥交差点での信号順守と一時停止・安全確認⑦子どもはヘルメットを着用。

この他にも、傘差し運転、運転中の携帯電話の使用・ヘッドホンの着用などの禁止行為は絶対に行わないようにしましょう。また、今の時期は日没時間が早く、夕方になると一気に暗くなります。自転車に乗る際は、夕暮れ時もライトの点灯を心掛けましょう。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市道路計画課道路交通計画係 ☎470・7768へ。

法律(障害者優先調達推進法)が施行されました。

この法律は、障害者就業施設などで働く障害のある方の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などが、物品やサービスを調達する際、障害者就業施設などから積極的に購入することを推進し、それを民間の事業所にも広げていく目的で制定されました。

市は毎年度、施設からの物品などの調達方針を作成し、年度終了後に調達実績を公表することが義務付けられています。市では、同法律に基づき「平成31年度東久留米市障害者優先調達推進方針」を作成しました。詳細は市ホームページをご覧ください。

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。